

いじめ防止基本方針について

1 パブリックコメントの実施について

実施期間 平成28年3月15日(火) ～ 平成28年3月31日(木)

2 いじめ防止基本方針に関する機関等の設置について

市町名	区分	いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題対策(専門)委員会	いじめ問題調査委員会
岩倉市 (案)	委員の人数	10人以内	10人以内	いじめ問題対策委員会を準用
	委員の構成	(1)岩倉市立小中学校 (2)一宮児童相談センター (3)人権擁護委員 (4)江南警察署 (5)健康福祉部福祉課 (6)主任児童委員 (7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める機関等	学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。 (上記とは別に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は教育委員会が任命する)	いじめ問題対策委員会を準用
小牧市	委員の人数	人数規定なし	10人以内	6人以内
	委員の構成	(1)小牧市立小中学校 (2)小牧警察署 (3)春日井児童相談センター (4)学校教育課 (5)こども政策課 (6)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める機関等	委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 (上記とは別に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は教育委員会が委嘱する)	委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
北名古屋市	委員の人数	10人以内	10人以内	いじめ問題専門委員会を準用
	委員の構成	(1)北名古屋市立学校 (2)スクールカウンセラー (3)愛知県中央児童・障害者相談センター (4)北名古屋市人権委員会 (5)愛知県西枇杷島警察署 (6)福祉部家庭支援課 (7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める機関等	学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。 (上記とは別に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は教育委員会が任命する)	いじめ問題専門委員会を準用
扶桑町	委員の人数	10人以内	10人以内	いじめ問題専門委員会を準用
	委員の構成	(1)扶桑町立小中学校長の代表 (2)スクールカウンセラー (3)愛知県一宮児童相談センター職員 (4)人権擁護委員 (5)愛知県犬山警察署署員 (6)扶桑町健康福祉部福祉児童課職員 (7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が連携を必要と認める機関に所属する者等	学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。 (上記とは別に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は教育委員会が任命する)	いじめ問題専門委員会を準用
大口町	委員の人数	15人以内	5人以内	5人以内
	委員の構成	(1)教育委員 (2)小中学校教職員 (3)主任児童委員 (4)法務局職員 (5)警察職員 (6)児童相談所職員 (7)その他教育委員会が必要と認める者	委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。	委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識を有する者のうちから町長が任命する。